

◎新潟県教育委員会告示第12号

新潟県市町村立学校臨時職員取扱規程（昭和50年12月新潟県教育委員会告示第9号）の一部を次のように改正し、令和2年5月26日から実施する。

令和2年7月3日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号（公民権の行使）、第2号（証人等としての出頭）、第3号（骨髄等ドナー休暇）、第5号（結婚休暇）、第6号（産前産後休暇）、第7号（育児休暇）、第14号（災害による現住居の滅失等）、第15号（災害等による出勤困難）、第16号（退勤途上危険回避）、第17号（生理休暇）、第18号（妊産婦の健康診断）、第19号（妊娠中の通勤緩和）、第20号（妊婦の妊娠障害）及び第22号（短期介護休暇）の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号、第20号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。また、第5号については、連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第13条 臨時職員は、正規教職員の例に準じ、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第2条に規定する場合に、職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、<u>教員相当臨時職員は、文部科学大臣の認める各種大学通信教育部において実施する分割面接授業に参加する場合については、この限りではない。</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第12条 (略)</p> <p>2 教員相当臨時職員以外の臨時職員は、正規教職員の例に準じ、勤務時間規則第15条第1項第1号（公民権の行使）、第2号（証人等としての出頭）、第3号（骨髄等ドナー休暇）、第5号（結婚休暇）、第6号（産前産後休暇）、第7号（育児休暇）、第14号（災害による現住居の滅失等）、第15号（災害等による出勤困難）、第16号（退勤途上危険回避）、第17号（生理休暇）、第18号（妊産婦の健康診断）、第19号（妊娠中の通勤緩和）、第20号（妊婦の妊娠障害）及び第22号（短期介護休暇）の特別休暇をとることができる。ただし、第3号、第6号、第7号、第17号、<u>第18号、第19号、</u>第20号及び第22号については無給とし、その期間中は、いかなる給与も支給しない。また、第5号については、連続する5日を超えない範囲内で必要と認められる期間とする。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(職務専念義務の免除)</p> <p>第13条 <u>教員相当臨時職員は、</u>正規教職員の例に準じ、職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和26年新潟県条例第19号）第2条に規定する場合に、職務に専念する義務を免除されることができる。ただし、<u>文部大臣の認める各種大学通信教育部において実施する分割面接授業に参加する場合については、この限りではない。</u></p>